

男鹿市告示第 1 3 7 号

中小企業省エネ対策等支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 9 日

男鹿市長 菅 原 広 二

中小企業省エネ対策等支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

中小企業省エネ対策等支援事業費補助金交付要綱（令和 5 年男鹿市告示第 7 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（補助金の交付申請） 第 5 条 （略） 2 （略） 3 補助事業の実施期間は、<u>次条</u>の規定に基づく交付決定通知があった日から、当該交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が事業計画の完了した日又は<u>令和 6 年 2 月 22 日</u>のいずれか早い日までとする。 （補助金の交付決定取消し及び返還） 第 9 条 補助事業者は、補助事業等実績報告書（様式第 11 号）を、事業の完了した日から起算して 15 日以内又は<u>令和 6 年 2 月 22 日</u>のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>	<p>（補助金の交付申請） 第 5 条 （略） 2 （略） 3 補助事業の実施期間は、<u>第 6 条</u>の規定に基づく交付決定通知があった日から、当該交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が事業計画の完了した日又は<u>令和 6 年 1 月 31 日</u>のいずれか早い日までとする。 （補助金の交付決定取消し及び返還） 第 9 条 補助事業者は、補助事業等実績報告書（様式第 11 号）を、事業の完了した日から起算して 15 日以内又は<u>令和 6 年 1 月 31 日</u>のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>

改正後			改正前		
(1)～(6) (略) 2 (略)			(1)～(6) (略) 2 (略)		
別表第2 (第4条、第5条、第9条、第12条関係) (1) 補助対象経費			別表第2 (第4条、第5条、第9条、第12条関係) (1) 補助対象経費		
経費区分	主な内容	備考	経費区分	主な内容	備考
更新設備購入費	<p>・設備メーカー等により省エネ又は高効率効果が、既存施設と比較し5%以上見込まれると照明された設備であって、<u>令和6年2月22日</u>までに納入及び支払が完了するもの</p> <p>【対象設備(例)】 空調・エアコン、ボイラ、照明設備(L</p>	<p>既存設備の更新に限る(新たな設備の導入は補助対象外)。</p>	更新設備購入費	<p>・設備メーカー等により省エネ又は高効率効果が、既存施設と比較し5%以上見込まれると照明された設備であって、<u>令和6年1月31日</u>までに納入及び支払が完了するもの</p> <p>【対象設備(例)】 空調・エアコン、ボイラ、照明設備(L</p>	<p>既存設備の更新に限る(新たな設備の導入は補助対象外)。</p>

改正後			改正前		
	E D 照明含 む)、工作機 械、プレス機 械、プラスチ ック加工機 械、冷凍・冷 蔵設備、厨房 機械 等			E D 照明含 む)、工作機 械、プレス機 械、プラスチ ック加工機 械、冷凍・冷 蔵設備、厨房 機械 等	
(略)			(略)		
(2) (略)			(2) (略)		
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。					

附 則

この告示は、令和5年12月19日から施行する。